

住まいと健康フォーラム

創刊号

'94.9.15

発行者 住まいと健康フォーラム事務局

待望のフォーラム発足！

「住まいと健康フォーラム」設立総会が7月8日（金）国立公衆衛生院で行われました。参加者は研究者、保健所医師、保健婦、環境衛生監視員など色々な職種が参加し、住まいに関連したそれぞれが抱えている問題を語り合いました。「住まいと健康」に対しては、おのおのの職種が個別に対応するのではなく、職種や自治体を越えた取組が大切であること、その情報を共有することにより体系的な情報の蓄積ができることを確認しあい、本フォーラムへ寄せる熱い思いを語り合いました。

設立総会報告

設立総会は、国立公衆衛生院の松本恭治室長の趣旨説明から始まり、呼びかけ人の東京理科大学の吉沢晋教授から挨拶をいただきました。

また、来賓として、厚生省生活衛生局の苗村光廣課長補佐から祝辞をいただきました。

最後に事務局の品川区荏原保健所の國弘氏より会則の説明と入会案内がありました。

★ ★ ★ ★

住まいと健康フォーラム

趣旨説明要旨

（国立公衆衛生院建築衛生学部住宅衛生室長 松本恭治）

各自治体では、住まいと健康に対しいろいろな取組みを行っていますが、他の自治体からはそれが見えてきません。そこで、「住まいと健康」についての取組みの情報交換の場を作ろうということになった訳です。情報交換をしながら取組みの事例を紹介し、常に「住まいと健康」について唱え続けていくグループでありたいと考えています。

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

呼びかけ人の挨拶要旨

（東京理科大学 建築学科教授 吉沢晋）

昭和41年生活環境審議会の答申でいわゆる住居環境の改善の問題、多数者が集まる建物の改善の問題があり、後者はビル管理法となり、20年経過しシックビル等の問題を防ぎました。しかし、住居については何の進展もありませんでした。公衆衛生院在職中に、「建築物住居衛生コース」を専攻課程の1ヶ月コース

に設けたところ2つの正反対の意見が出ました。一つは「法的に根拠もないのにまずいのではないか」という意見です。しかし「住居」に対しては、これから我々が取り組んで作り上げていくのです。だから「法律」は、あるわけではないのです。もう一つは、今まで悩んでいた「住居問題」の「トンネルの先がみえた」という意見がありました。

建築学とか建設の仕事というのは設計の論理で出来上がっています。作り上げて、おしまいです。一方、衛生関係の方は建ってからの話をしていきます。しかし住居そのものを対象にした学問体系はありませんでした。そこで、このフォーラムが、そういう住居環境を対象とした幅広い体系を築きあげ、住民の立場で、WHOの言う「健康」という視点から住宅へアプローチしていくことが大切だと思います。

公衆衛生院の先生や専門家の先生方、住民と直接対応している保健所職員の方々が日頃住居衛生に対し尽力されていることに感謝します。このフォーラムの設立に当たり厚生省としても全面的に応援をしていきたいと考えています。

厚生省では、現在「快適な暮らしのスタイル開発推進事業」を展開しています。この、「開発推進事業」のなかで、「快適で健康な住宅」に関する検討会を作り、一定の基準またはガイドラインを1～2年で作っていきたいと思っています。

住居衛生の分野は、私権の制限・個人の権利の制限の問題があり、法制化はなかなか難しいと考えています。そこで、まず理想的な理念を大きく打ち出して、その上で国民の方々がどれくらいついてくるかを見ていこうということで、現在たくさんのガイドラインを作っているところです。この中で、室内空気環境、赤水を中心とした飲料水、家庭内での

揮発性の有機化合物などの問題や、住居に関するアレルギーの問題、高齢者障害者の問題、高層建築でのストレスの問題の検討や、住居の維持管理に関するマニュアルの作成などの提案をしてみたいと考えています。

このような検討を柱にしながら、住居衛生関係の啓発活動をしようということで取り組んでいます。全国の自治体からも問い合わせがあり、厚生省をはじめとして住居衛生に関する取り組みがますます強まっていくと認識しています。

こういう時期に、「住まいと健康フォーラム」の設立は大変時代にマッチした取り組みになると思い、大いに期待しています。

フォーラム鳥取 開催のお知らせ

10月13日（木）に公衆衛生学会自由集会のなかで「住まいと健康フォーラム」を開催します。奮ってご参加ください。

日時：10月13日（木曜日）

18：00～20：00

会場：鳥取県健康会館研修室

問い合わせ先

国立公衆衛生院 建築衛生学部

松本 恭治 03-3441-7111（内277）

推薦のことは

「住まいと健康フォーラム」
に寄せて

全国環境衛生職員団体協議会会長
東京都食品環境指導センター多摩支所長 菱山 仁

このたび、国立公衆衛生院におかれましては、松本先生を中心に「住まいと健康フォーラム」が設立され、住居衛生についての新たな取り組みがなされることになりました。

ここに心よりお慶び申し上げます。

この時期に幅広く関係者が結集し研究と討議を重ねることによって、住居衛生の問題解決を図ることは、誠に有意義なことであり、より快適な生活環境の形成に、大きな役割を果たされるものと大いに期待しているところでございます。

今後のご発展をお祈り申し上げます。

「住まいと健康フォーラム」
の設立に期待する

全国保健婦長会会長
兵庫県保健環境部健康課参事 鈴垣 育子

地域住民の健康な生活を願い、住民の身近で地域保健活動に取り組んでいる保健婦は、個人の生活に即して実践できるよう具体的な保健指導を行っています。しかし、住居に関しては手すりをつける、踏み台の活用、敷物の工夫等の危険防止のための小さい改良はしても、ハード面は、費用の問題もあり、住環境の改善、調整等は荷が重く敬遠していたところがあります。

ライフスタイルの変化や長寿社会を迎えて、健康で自立した、より豊かな生活、快適な生活を誰もが望みながら、情報社会にあっても住居に関しては相談する先が分からないのが現状ではないかと思われます。

このたび、発足した「住まいと健康フォーラム」に公衆衛生従事者の一員として参加し健康問題を核として、各々の専門職と連携を図り、生活者（受けて）の立場で、各改善や提言、共同研究を実施し、建設（提供）側から助言・意見を求められることを期待いたします。

「住まいと健康フォーラム」
の設立に寄せて

全国保健所長会会長
東京都武蔵調布保健所長 竹内 敏博

この度、「住まいと健康フォーラム」が国立公衆衛生院および関係の皆様のご熱意とご理解により設立されたとのお話を伺い、呼びかけ人の皆様に心から敬意を表しますとともに、今後多くの実績を上げられますよう期待いたしたいと存じます。

人生の多くを過ごす一般住宅については、いままでは、一酸化炭素あるいは二酸化炭素を主体にした指導が行われて参りました。しかし、近年アレルギー疾患の増加が目立ち、ダニやカビなどがアレルゲンと目されること、また、内装の接着剤や壁材の発癌性が指摘されていることなど、多様な物質による室内空気汚染が問題となってきております。また一方では、高齢者や障害者の快適な在宅ケアを確保するため、福祉的配慮のなされた家屋構造が求められております。今後の我が国の公衆衛生にとっては、国民のQOLの向上のため、快適な安心して住める住宅環境の整備を進めることが、重要な課題になると考えております。

先般、地域保健の見直しに関わる法改正が行われましたが、その中に環境保健面も含めた保健所機能の充実が謳われており、保健所長として大いに期待しているところであります。すでに、保健所では気管支喘息やアトピー性皮膚炎などの疾病予防対策として、住宅内のダニやカビ防除の指導をしておりますが、今後さらに、複雑化・多様化するニーズに対応し、広範かつ広域に活動できるようになるものと期待しております。

この程発足したフォーラムにおかれましては、住宅環境保健活動の充実強化の方策について研究・検討され、その結果、指針をお示しいただければ幸甚に存じます。

フォーラムのご繁栄とご発展をお祈りし、ご挨拶といたします。

公衆衛生の現場では現在、住環境に起因する問題が多数持ち込まれています。これらに対するシステムは、法的にも人的にも財政的にも不十分でありなおざりの対応になることもあります。

このような状況に対応して、各地で住居衛生研究会や、自治体の中でも住まいに関する研究会を発足させるなど、公衆衛生の質的向上を図りつつあります。在宅ケア、妊産婦・新生児の事故、アレルギー対策事業、給水設備の衛生指導、建築確認申請時事前指導など、現場からの取り組みも増えています。また、保健と住居や福祉と保健などの専門の枠を超えた連携の成果も報告されています。

「住まいと健康」を考えると、これらの動きをさらに発展・普及させることが重要になってきます。

このような考えから、公衆衛生従事者の自治体や職種の枠を超えた情報交換の場が必要であると考え、「住まいと健康フォーラム」を設立しました。

このような主旨に賛同される方は、下記事務局までお問い合わせください。入会案内をお送りします。

フォーラムニュースでは、皆様の情報をお待ちしております。こんな調査をした・こんな制度ができたなど、どんなことでも構いません。また、どんな情報が欲しいか、こんな企画でニュースを作りたいなどアイデアも募集しています。

事務局にFAX等でご連絡をお待ちしています。

住まいと健康フォーラム 会則

第1条 目的

当フォーラムは「住まいと健康フォーラム」と称する。「住まいは国民が健康で文化的な生活を送るための基本的基盤である」との認識にたち、公衆衛生推進の立場から健康的な住生活確保に貢献することを目的とする。

第2条 活動

当フォーラムは第1条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 自治体における住まいと健康に関する取り組みの情報交換
2. 関連分野との交流

第3条 事業

当フォーラムは第1条の目的を達成するために、次の事業をする。

1. 全国フォーラムの年1回、地域フォーラムを随時開催
2. 機関紙・その他刊行物の発行
3. 当フォーラムの活動主旨に賛同する内外の学会・諸団体との交流
4. 各自治体の住まいと健康に関する取り組みの相互支援促進
5. その他フォーラムの目的を達成するための必要な事業

第4条 会員

1. 「住まいと健康フォーラム」の会員は公衆衛生に従事する自治体職員と研究者等とする。
2. 会員は個人及び組織とする。
3. 会員は全ての事業に参加でき、機関紙を受け取ることができる。

第5条 会議

1. 全国総会を年1回開催する。
2. 運営委員会は随時開催する。
3. 地域フォーラム実行委員会は随時開催する。

第6条 委員

1. 代表委員を若干名とし、会を総括し運営する。代表委員は会員の中から互選する。
2. 運営委員を若干名とし、会員の中から互選する。その選出は地域、専門分野の均衡を考慮する。
3. 監査は2名とし、当フォーラムの運営および会計を監査する。監査は会員の中から互選する。

第7条 会計

1. 当フォーラムの経費は、当面会員の寄付およびその他の収入を充てる。
2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第8条 事務局

事務局は国立公衆衛生院建築衛生学部に置く。

事務局

〒108 東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室 松本恭治 鈴木晃

電話 03-3441-7111 内線277

FAX 03-3446-4314